

第2回 完成検査の改善・合理化に向けた検討会

1. 日 時：令和元年10月23日（水）10:00～12:00
2. 場 所：中央合同庁舎2号館1階第1会議室
3. 出席者：大聖委員、竹内委員、上條委員、山田委員、西村委員、萩原委員、
関口委員、真壁委員、舘野委員、大室委員、清水委員

4. 議事（概要）

自動車業界団体からのヒアリングを行うとともに、当該ヒアリング結果を踏まえ、主な論点と今後の検討の方向性について、以下のとおり整理が行われた。

○ 完成検査の必要性及び実施方法の規定化

- ・ 完成検査は、品質保証の一部であり必要不可欠である。
- ・ 完成検査の実施方法は、国が画一的な方法を定めることなく、その方法が適切であれば各社の状況に応じたものを認めることとしている現行の考え方を踏襲するのが望ましい。

○ 完成検査の自動化、工程内検査等

- ・ 自動車製作者等からの具体的な提案を踏まえ、自動化導入に向けて必要なガイドラインを策定するとともに、必要に応じ、自動車製作者の協力のもと、工場ラインを活用した実証実験を行い、効果評価を行う必要がある。
- ・ 将来的に自動化の導入が進み、品質保証が体系的に確立された暁には、品質保証に係る各工程内の作業者に要求される能力も変化すると考えられる。
- ・ 画像認識等のAIを活用した検査技術は今後より一層進展していくと思われるが、検査が全自動化された場合であっても、当該技術を適切に管理するのは人の責任であるとの認識を共有することが重要。
- ・ 組立工程時と車両完成時とで変化が生じないように保証されている工程内検査については、完成検査と位置付けることが可能と考えられる。この場合であっても、従来と同様、必要な知識及び技能を有すると認められた完成検査員が完成検査を実施する必要がある。
- ・ 先進安全自動車等の新技術については、ヒアリングを通じて現状を把握する。この際、各社が適切と考える品質管理手法により、これまで先進安全自動車を含む自動車の基準適合性等を確保してきている点にも留意すべき。

○ 国際調和の観点からの型式指定制度のあり方

- ・ 国際的な車両認証制度（IWVTA）を含む国連の各協定規則では、品質管理手法は各国に委ねられており、画一的な方法は定められていないことを前提としつつ、欧州と日本の型式指定制度における届出書面などを含む品質管理手法の違いを整理する。

○ 届出の簡素化

- ・ 自動車型式指定規則第6条に基づく変更届出に対する自動車製作者等の負担軽減の観点から、品質管理への影響が低く、監査の効率的な実施に影響が低い項目を精査するとともに、社内規程が的確に変更されることを担保する仕組みの可能性について検討する。

○ 市場情報を踏まえた品質管理や監査の合理化

- ・ 使用過程時の走行データ等のビッグデータを活用した品質管理や型式指定監査の合理化の可能性について、車両のコネクテッド化の進展を踏まえつつ、継続的に検討する。